うるま市告示第１８４号

うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１１月６日

うるま市長　中村　正人

うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、物価高騰の影響を受ける市民生活及び事業者活動を支援するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、阪神タイガース春季キャンプに来場するファンの消費活動を推進すること及び経済効果を市内全域に波及させること、ひいては、地域循環型の経済を作ることを目的とした、阪神タイガースうるま協力会が実施する観光誘客の促進及び市内周遊の活性化を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、うるま市阪神タイガースうるま協力会補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付手続に関しては、うるま市補助金等交付規則（平成１７年うるま市規則第４７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第２条　補助金の交付対象となる団体は、阪神タイガースうるま協力会（以下「協力会」という。）とする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、協力会が実施する次に掲げる事業とする。

（１）　阪神タイガース春季キャンプ（以下「キャンプ」という。）を活用した観

光誘客の拡大及び市内消費の促進に資する商品の開発事業

（２）　キャンプ来訪者の市内周遊を促進する事業

（３）　前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に定めるとおりとする。

（補助対象事業の実施期間）

第５条　補助対象事業の実施期間は、交付決定日の翌日から当該年度の３月末日までとする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費の合計額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　協力会は、補助金の交付を受けようとするときは、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金交付申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による交付申請があったときは、申請書類等を審査し、適正と認めるときは、協力会に対し、速やかに阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付すことができるものとする。

（補助金の交付請求）

第９条　協力会は、補助金の請求をするときは、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金補助金（概算払・精算払）交付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、請求を受けた日から３０日以内に補助金を交付するものとする。

３　市長は、概算払により補助金を交付することができる。

（補助金の変更）

第１０条　協力会は、第８条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、事業内容の変更等により補助金の額を変更する必要がある場合には、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金変更交付申請書（様式第４号）を速やかに市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による変更申請を承認したときは、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金変更承認通知書（様式第５号）により協力会に通知するものとする。

（補助金の廃止）

第１１条　協力会は、交付決定を受けた事業を廃止するときは、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊補助金廃止承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

２　市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を実施し、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金廃止承認（不承認）通知書（様式第７号）により協力会に通知するものとする。

（状況の報告）

第１２条　市長は、協力会に対し、必要に応じて事業の遂行状況の報告を求めることができる。

（事業の未完了に係る報告）

第１３条　協力会は、交付決定を受けた事業が当該年度内に完了しない見込みとなっ

たときは、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金繰越申請書（様式第８号）を市長に提出し、協議を行うものとする。

２　市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を協議し、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金繰越承認（不承認）通知書（様式第９号）により、協力会へ通知するものとする。

（実績報告）

第１４条　交付決定者は、事業が完了した日から起算し３０日以内又は当該完了日の属する年度の３月末日のいずれか早い日までに、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金実績報告書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、前条の規定により翌年度に繰越した場合は、事業が完了した日から起算し３０日以内又は当該完了日の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第１５条　市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、提出された書類等を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊補助金額確定通知書（様式第１１号）により通知する。

（補助金の取消し）

第１６条　市長は、交付決定者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　法令又はこの告示若しくは補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（２）　補助金の運用又は会計処理が不適当と認められたとき。

（３）　提出書類に虚偽又は不正行為があったとき。

（４）　その他不正な行為があったと認められるとき。

（関係書類の整理等）

第１７条　交付決定者は、事業の実施状況及び事業に係る経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び関係書類を備え、これらの書類を事業が完了した会計年度の完了後、５年間保存しなければならない。

（補則）

第１８条　この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要なものは、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１１月６日から施行する。

別表（第４条関係）

補助対象経費	
1	報償費
2	需用費
3	役務費
4	使用料及び賃借料
5	委託費
6	備品購入費
7	補助金
8	その他市長が必要と認める経費

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

住　　所
団 体 名
代表者名

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金交付申請書

年度阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金を交付してくださるよう、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　金　　円
２　添付書類
（１）　収支予算書
（２）　事業計画書
（３）　その他関係資料

様式第２号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　　所
団 体 名
代表者名　　様

うるま市長　　印

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業
補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金について、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　補助金交付決定額　　金　　円

２　交付条件　　うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金交付要綱及びうるま市補助金等交付規則を遵守すること。

様式第３号（第９条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

住　　所
団 体 名
代表者名

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金
（概算払・精算払）交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で決定のあった補助金について、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により、下記のとおり（概算払・精算払）請求します。

記

補助金交付決定額　金　　円
既　払　い　額　金　　円
今回補助金交付請求額　金　　円

振込口座	
金融機関名・支店名	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人（フリガナ）	

様式第４号（第１０条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

住　　所
団 体 名
代表者名　　印

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業
補助金変更交付申請書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で決定のあった補助金について、申請内容に変更等がありますので、阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金要綱第１０条第１項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

記

１　変更理由

２　変更後申請額　金　　円
３　既交付決定額　金　　円
４　差引額　　金　　円

添付書類
（１）　収支補正予算書
（２）　変更事業計画書
（３）　その他、市長が必要とする書類

様式第５号（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　　所
団 体 名
代表者名　　様

うるま市長　　印

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業
補助金変更承認通知書

　　年　　月　　日付けで変更申請のあった補助金について、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金要綱第１０条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　変更後交付決定額　　金　　円
２　既交付決定額　　金　　円
３　差引変更額　　金　　円

様式第６号（第１１条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

住　　所
団 体 名
代表者名

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業廃止承認申請書

年度阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業を下記理由により廃止したいので、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金要綱第１１条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　補助金交付決定　　金　　円
２　廃止の理由

様式第７号（第１１条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　　所
団 体 名
代表者名　　様

うるま市長　　印

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業
補助金廃止承認（不承認）通知書

　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金について、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金要綱第１１条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　廃止を　（　　承認　　・　不承認　　）します。

２　不承認の理由

様式第８号（第１３条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

住　　所
団 体 名
代表者名　　印

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金繰越協議書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で決定のあった補助金について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１　事業名
２　補助金交付決定額
３　繰越の理由

様式第９号（第１３条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

住　　所
団 体 名
代表者名　　印

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金
繰越承認（不承認）通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で決定のあった補助金について、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金要綱第１３条第２項の規定により、下記のとおり通知します。

記

１　事業名
２　承認の可否
３　繰越の内容
４　繰越の理由
５　理由（不承認の場合）

様式第１０号（第１４条関係）

年　　月　　日

うるま市長　　様

住　　所
団 体 名
代表者名　　印

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金実績報告書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で決定のあった補助金について、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金要綱第１４条の規定により、下記関係書類を添えて実績報告書を提出します。

記

１　精算額　金　　円

２　添付書類

（１）　収支決算書
（２）　事業実績報告書
（３）　その他

様式第１１号（第１５条関係）

第　　号
年　　月　　日

住　　所
団 体 名
代表者名　　様

うるま市長　　印

阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊補助金額確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で実績報告のあった補助金について、うるま市阪神タイガース春季キャンプを活用した観光促進周遊活性化事業補助金要綱第１５条の規定により、下記のとおり確定します。

記

補助金確定額　　円